

令和元年度

公の施設の指定管理者監査

結果報告書

ふじみ野市監査委員

令和元年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

令和元年度公の施設の指定管理者監査は、次の指定管理施設を監査対象として実施した。

1 ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設及び旭ふれあいセンター

- (1) 指定管理者 公益社団法人入間東部シルバー人材センター
- (2) 所管部課 市民活動推進部協働推進課
- (3) 指定期間 平成28年4月1日から令和2年3月31日

2 ふじみ野市立子育てふれあい広場

- (1) 指定管理者 社会福祉法人むさし野たんぽぽ会
- (2) 所管部課 こども・元気健康部子育て支援課
- (3) 指定期間 平成30年4月1日から令和4年3月31日

第3 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度における出納その他の事務の執行で、ふじみ野市が委託した指定管理業務及び指定管理料に係るもの

第4 監査の実施期間

令和元年8月13日～令和元年10月31日

第5 監査の着眼点

公の施設の指定管理に係る事務執行が、関係法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証を行った。

1 指定管理者に対する監査

- (1) 施設は、関係法令（条例を含む。）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、料金設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

2 所管部課に対する監査

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第6 監査の方法

指定管理者及び所管部課から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び実地調査を行い、それぞれの担当者からの説明聴取により監査を実施した。

第7 監査の概要

1 ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設及び旭ふれあいセンター

(1) 施設の概要

ア 鶴ヶ岡複合施設

施設の所在地	鶴ヶ岡四丁目16番25号
指定管理 導入年月	平成20年4月
施設（建物） の構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・構造：鉄筋コンクリート造 ・階数：地上2階 ・延床面積：711.53㎡
施設構成	1階 事務室、会議室、文庫室、集会室A、集会室B、給湯室、男女トイレ 2階 会議室、研修室A、研修室B、幼児室、更衣室、和室、男女トイレ

イ 旭ふれあいセンター

施設の所在地	苗間40番地7
指定管理 導入年月	平成24年4月
施設（建物） の構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・構造：鉄筋コンクリート造 ・階数：地上2階 ・延床面積：471.83㎡
施設構成	1階 事務室、給湯室、更衣室、談話室、研修室1、研修室2、男女トイレ、障害者用トイレ、倉庫 2階 会議室、和室、給湯室、男女トイレ、障害者用トイレ、倉庫

(2) 指定管理者の収支

ふじみ野市立鶴ヶ岡複合施設及び旭ふれあいセンターは、利用料金及び指定管理料等で管理運営されており、平成30年度の指定管理者の収支実績額は、収入額21,776,588円、支出額22,250,150円で、差し引き△473,562円となっており、その内訳は次のとおりである。

収入 (単位：円)

費目	実績額	年度計画額	差引額
指定管理料	20,332,000	20,332,000	0
利用料金	1,313,100	2,150,000	△836,900
自主事業	62,400	116,000	△53,600
その他収入	69,088	160,000	△90,912
収入合計(A)	21,776,588	22,758,000	△981,412

支出 (単位：円)

費目	実績額	年度計画額	差引額
人件費	12,273,040	12,048,000	225,040
消耗品費	583,449	724,000	△140,551
光熱水費	2,472,305	2,416,000	56,305
委託料	4,048,258	3,860,000	188,258
賃借料	860,244	706,000	154,244
通信費	347,256	407,000	△59,744
保険料	13,982	37,000	△23,018
修繕費	242,946	794,000	△551,054
事業費(自主事業)	209,891	553,000	△343,109
公租公課	313,927	428,000	△114,073
一般管理費	884,852	785,000	99,852
支出合計(B)	22,250,150	22,758,000	△507,850
収支(A-B)	△473,562	0	△473,562

(3) 施設の管理及び運営について

当該施設は、市民相互の交流を図り、地域社会づくりの推進や文化の向上を目的として設置された施設である。

鶴ヶ岡複合施設は、平成20年度から指定管理者による管理運営が行われており、鶴ヶ岡コミュニティセンターと鶴ヶ岡分館によって構成された複合施設である。

一方、旭ふれあいセンターは、平成6年に設置され、平成24年度から指定管理者による管理運営が行われている。

両施設とも、年間を通して寄席や音楽会、カラオケ教室など様々な事業を展開し、利用促進を図っている。また、高齢者向け事業だけではなく、子育て世代向け事業を展開するなど、地域の特性に応じた様々な事業の実施に取り組んでいる。

(4) 監査の結果

ア 指定管理者

施設の管理運営については、概ね適切であると認められた。

引き続き、安全で安心、快適な運営を行うとともに、地域の総合的な活動拠点となるよう推進を図っていただきたい。

なお、指定管理料に係る収入及び支出については、公金使途の透明性の確保という観点から、明確な収支がわかるよう適切な事務処理を行っていただきたい。

また、加入する保険については、補償内容を再度確認し、施設に見合った内容であるか検討願いたい。

イ 所管部課

指定管理に係る事務事業の執行は、概ね適切であると認められた。

なお、実績報告書及び収支決算書の内容については、十分に精査するとともに、指定管理者への適切な指導監督を行っていただきたい。

2 ふじみ野市立子育てふれあい広場

(1) 施設の概要

施設の所在地	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目2番7号
指定管理 導入年月	平成18年4月
施設(建物) の構造等	・構造：鉄骨造 ・階数：地上2階 ・延床面積：295.88㎡
施設構成	1階 一時預かり室、つどいの広場、事務室、幼児用トイレ、調理室、授乳室、休憩室・更衣室、前室

(2) 指定管理者の収支

ふじみ野市立子育てふれあい広場は、利用料金及び指定管理料等による収入で管理運営されており、平成30年度の指定管理者の収支実績額は、収入額28,391,089円、支出額28,241,009円で、差し引き150,080円となっており、その内訳は次のとおりである。

収入 (単位：円)

費目	実績額	年度計画額	差引額
指定管理料	25,876,500	25,876,500	0
利用料金	2,498,950	2,600,000	△101,050
自主事業	3,100	35,000	△31,900
雑入	12,539	1,500	11,039
収入合計(A)	28,391,089	28,513,000	△121,911

支出 (単位：円)

費目	実績額	年度計画額	差引額
人件費	24,657,577	25,407,000	△749,423
消耗品費	493,473	350,000	143,473
光熱水費	805,508	700,000	105,508
委託料	259,445	50,000	209,445
賃借料	120,307	133,488	△13,181
通信費	152,559	100,000	52,559
保険料	204,433	185,000	19,433
事業費（市指定事業）	412,686	567,512	△154,826
事業費（自主事業）	30,000	35,000	△5,000
現場管理費	728,021	635,000	93,021
一般管理費	377,000	350,000	27,000
支出合計（B）	28,241,009	28,513,000	△271,991
収支（A－B）	150,080	0	150,080

(3) 施設の管理及び運営について

当該施設は、上福岡駅西口のふじみ野市サービスセンター内1階にあり、平成18年に開設されると同時に指定管理者による運営が開始された施設である。市内12箇所ある地域子育て支援拠点の1つとして、乳幼児を子育て中の家庭に交流の場の提供や、子育て情報の提供、相談、リフレッシュや緊急時の預かりを目的とした一時預かり事業等を実施している。

また、利用者についてはここ数年やや減少傾向であったが、平成30年度より自主事業の充実や広報活動の工夫を図ったことにより、利用者数の増加に繋がっている。

(4) 監査の結果

ア 指定管理者

施設に係る管理運営については、概ね適切であると認められた。

また、当該施設の職員が玩具類を作製しており、経費削減が図られている。

なお、自主事業では事業内容の性質上、利益を出すことが難しいため、今後の検討課題としていただきたい。

イ 所管部課

指定管理に係る事務事業の執行は、概ね適切であると認められた。

引き続き、子育て世代が安心して子育てができるよう、指定管理者と十分に連携を図り、適切な指導、助言を行い、さらなる子育て支援の充実に努めていただきたい。

第8 まとめ

令和元年度「公の施設の指定管理者監査」について、監査の着眼点に基づきそれぞれの指定管理者及び所管部課について、現地調査、書面監査及び担当者からの説明聴取を行った結果、概ね適切に施設の管理及び運営並びに事務事業の執行が行われているものと認められた。

なお、今回の監査において改善点等が見受けられたものについては、適切な措置を講じていただきたい。

指定管理者制度の導入目的は、さらなる市民サービスの向上と経費削減を図ることであるが、指定管理者の経営努力はもとより、公の施設におけるサービス向上のためには、事業内容や事業運営について所管部課による適切な指導監督が重要である。今後とも所管部課においては、指定管理者への適切な指示等を行い、実施報告書、決算報告書等の内容について十分精査するとともに、モニタリングを充実させ、さらなる市民サービスの向上に繋げていくことを期待するものである。